

令和6年7月9日
物流・自動車局自動車整備課**国内において「自動車整備分野特定技能2号評価試験」が開始されます！**

～本年7月16日（火）より全国で開始～



自動車整備分野において熟練した技能を有する外国人材を受け入れるべく、「特定技能制度」に基づく「自動車整備分野特定技能2号評価試験」を、本年7月16日（火）より全国で開始いたします。

○概要

我が国の深刻な自動車整備人材不足に対応するために、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるべく、令和元年12月より、特定技能制度に基づく「自動車整備分野特定技能1号評価試験」が開始され、これまでに約2,500人（令和5年12月末時点）の外国人材を受け入れております。

令和5年6月、熟練した技能を有する外国人材として在留期間に制限の無い在留資格である「特定技能2号」の対象に自動車整備分野が追加されたことを受け、今般、特定技能制度に基づく「自動車整備分野特定技能2号評価試験」を、下記のとおり全国で開始いたします。

これにより、「特定技能1号」の外国人が「特定技能2号」に移行し、長期的に日本において自動車整備業に従事することが可能となります。

○試験概要

試験開始日：令和6年7月16日（火）（申込みは、令和6年7月10日（水）より）

試験実施機関：一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

試験方法等：①学科・実技試験（CBT方式）（自動車整備士技能検定試験二級相当）
②試験は毎日実施（3月中のシステム改修のための一定期間を除く）
③不合格の場合は、前回試験日翌日から30日間の待機後、再受験が可能、④合格発表は月2回です。

その他：受験にあたっては道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における3年以上の実務経験が必要となります。

受験料、受験申込方法、試験実施場所等の試験に関する情報は、試験実施機関のホームページにおいて、随時お知らせいたします。

（一社）日本自動車整備振興会連合会ホームページ

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/>

こちらの二次元コードからもアクセス可能です→

**問い合わせ先**

物流・自動車局自動車整備課 浅野、金子

代表：03-5253-8111（内線42426、42415）

直通：03-5253-8589